

国・県・赤穂市の障害者計画における基本理念と施策の方向

【国】障害者基本計画(平成25年9月)	【兵庫県】ひょうご障害者福祉計画	赤穂市障がい者福祉プラン(基本計画部分 平成24年3月)
<p>【基本理念】 障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。 この基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。</p>	<p>【基本理念】 ■自己決定 障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、“自分の生き方”を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現 ■共生 障害のある人が、地域の一人として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現</p>	<p>【基本理念】 障がいの有無に関わらず、だれもが個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会の実現が求められています。 本計画では「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を基本理念に、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: center;">障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる 思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現</p>
赤穂市障がい者福祉プラン(基本法部分)		
1. 生活支援	1 生活基盤づくり分野	基本目標1 障がいに対する理解の促進
(1)相談支援体制の構築 (2)在宅サービス等の充実 (3)障害児支援の充実 (4)サービスの質の向上等 (5)人材の育成・確保 (6)福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉サービス等の段階的な検討	相談支援体制の構築と質の高い人材の養成 子ども・子育て支援を主軸とする障害児支援の充実 障害福祉サービス等の充実 保健・医療体制の充実 難治性疾患患者に対する総合的な支援体制の強化 司法手続き等における配慮	(1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進 (2)交流の促進 (3)ボランティア活動の促進 基本目標2 日常生活を支える支援 (1)相談・情報提供体制の充実 (2)障害福祉サービス等の充実 (3)経済的な支援 (4)権利擁護の推進
2. 保健・医療	2 教育・社会参加分野	基本目標3 一人ひとりに応じた働き方の支援
(1)保健・医療の充実等 (2)精神保健・医療の提供等 (3)研究開発の推進 (4)人材の育成・確保 (5)難病に関する施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療	一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 教育支援体制の強化 教育環境整備の促進 芸術文化・スポーツ活動の支援 国際交流・ユニバーサルツーリズムの推進	(1)一般就労に向けた支援 (2)福祉的就労の支援 (3)職業相談の充実
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等	3 しごと支援分野	基本目標4 こころと体を支える保健・医療体制の充実
(1)インクルーシブ教育システムの構築 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における支援の推進 (4)文化芸術活動、スポーツ等の振興	障害のある人を取り巻く労働環境の向上 一般就労の拡大 福祉的就労の充実 地域における就労支援体制の強化 就学時から職場定着までの一貫的な支援	(1)保健サービスの充実 (2)医療サービスの確保 (3)リハビリテーション体制の充実
4. 雇用・就業、経済的自立の支援	4 くらし支援分野	基本目標5 子どもの健やかな成長の支援
(1)障害者雇用の促進 (2)総合的な就労支援 (3)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (4)福祉的就労の底上げ (5)経済的自立の支援	すまいの確保 地域移行・地域定着の推進 経済的自立に向けた支援 公共交通・公益的施策等におけるバリアフリー化 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の確保 コミュニケーションの支援	(1)療育体制の充実 (2)特別支援教育等の充実 基本目標6 安心して暮らせる地域づくり (1)福祉のまちづくり(バリアフリー化) (2)安心して暮らせる住まいの場の確保 (3)防災・防犯対策 (4)地域福祉の推進
5. 生活環境	5 安全安心分野	基本目標7 社会参加の促進
(1)住宅の確保 (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等 (3)公共的施設等のバリアフリー化の推進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害のある人に対する差別解消 障害のある人の権利擁護 防災対策の推進 防犯体制の推進 災害等被災地への支援	(1)参画と協働の取り組み (2)スポーツ・文化活動の促進 (3)余暇活動の場の確保
6. 情報アクセシビリティ		
(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のバリアフリー化		
7. 安全・安心		
(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災からの復興 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済		
8. 差別の解消及び権利擁護の推進		
(1)障害を理由とする差別の解消の推進 (2)権利擁護の推進		
9. 行政サービス等における配慮		
(1)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (2)選挙等における配慮等 (3)司法手続等における配慮等 (4)国家資格に関する配慮等		
10. 国際協力		
(1)国際的な取組への参加 (2)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (3)国際的な情報発信等 (4)障害者等の国際交流の推進		

※障害者計画に盛り込むべき項目(例) ※障害者基本法に基づく

- ①医療、介護等
- ②教育
- ③療育
- ④職業相談等
- ⑤雇用の促進等
- ⑥住宅の確保
- ⑦公共的施設のバリアフリー化
- ⑧情報の利用におけるバリアフリー化等
- ⑨相談等
- ⑩経済的負担の軽減
- ⑪文化的諸条件の整備等
- ⑫防災及び防犯
- ⑬消費者としての障害者の保護
- ⑭選挙等における配慮
- ⑮司法手続における配慮等